

専用水道の手引き

沖縄県保健医療介護部 薬務生活衛生課

(令和6年4月改訂)

目 次

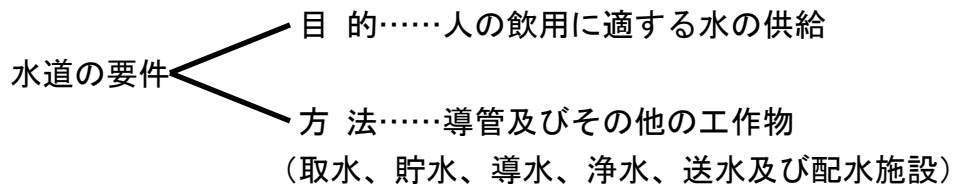
第 1. はじめに	1
第 2. 専用水道とは	2
第 3. 専用水道の確認について	5
第 4. 設置者の維持管理義務	6
第 5. 専用水道の設置等に係る手続き等について	7
第 6. 水道技術管理者の業務	9
第 7. 水質管理基準項目	10
第 8. 施設基準	11
第 9. 第三者への業務委託	20
第 10. 水質検査	21
第 11. 健康診断	22
第 12. 衛生上の措置	22
第 13. 給水の緊急停止・周知	22
第 14. 水質検査計画	23
第 15. 施設管理	23
第 16. 問い合わせ先一覧	23

第1 はじめに

一般に「水道」と言えば市町村等が運営する水道があげられますが、水道法では以下に示すように様々な種類があります。

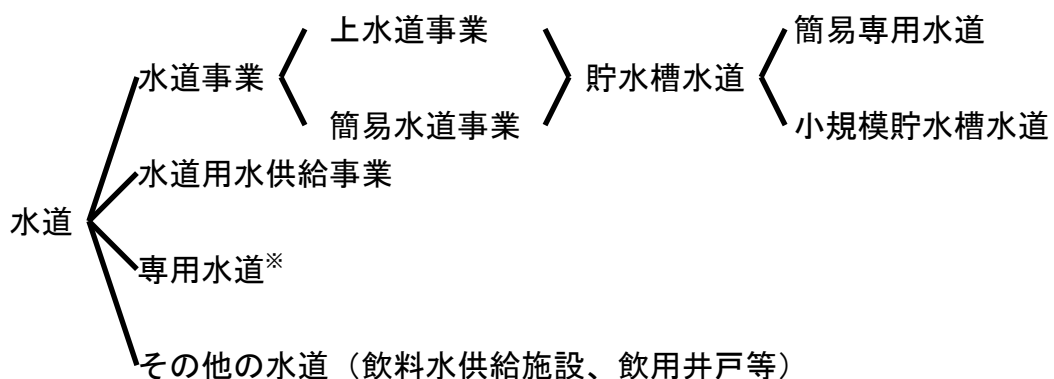
1 水道の定義（水道法第3条第1項）

「水道」は、次の要件を満たす施設を言い、建築現場等に見られる仮給水や災害時の応急給水など、臨時に施設されたものは除外されています。



2 水道の種類（法第3条第2項～第7項）

水道法では水道の種類を次のように分類しています。



専用水道※：水道の中で、一定の要件に該当する寄宿舍、社宅、団地、学校、レジャー施設等の自家用の水道、その他水道事業の用に供する水道以外の水道は「専用水道」として市町村等の水道事業者と同様、法的に種々の規制を受け、安全な水を安定的に供給しなければなりません。

専用水道を設置している者及びこれから設置しようとする者は、「専用水道の手引」を参考とし、諸手続きや維持管理など飲料水の安全確保に努めなければなりません。

3 専用水道の確認申請（法第32条） ページ5参照

専用水道施設を新たに設置・改造工事を行う場合は、事前にその施設が法に定める施設基準に適合していることについて、沖縄県知事または権限移譲済みの市町村長から確認を受けなければなりません。

第2 専用水道とは

水道法第3条第6項（抜粋）

この法律において専用水道とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く

- 一 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
- 二 その水道施設の1日最大給水量（1日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの

水道法施行令第1条（抜粋）

水道法第3条第6項ただし書きに規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 口径25mm以上の導管の全長、1,500m
- 二 水槽の有効容量の合計 100m³

- 2 法第3条第6項第2号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために使用する水量が20m³であることとする。

水道法施行規則第1条（抜粋）

水道法施行令第1条第2項に規定する厚生労働省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供することとする。

【注釈】

1 「100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの」

(1) 100人を超える者

「100人を超える者」とは、常時100人を超える居住者に給水すること。

(2) 居住に必要な水の供給

「居住に必要な水」とは、飲料、炊事、洗濯その他継続的な日常生活を営むために必要な水をいいます。「居住」とは「滞在」とは異なり継続的であることを要します。療養所は「居住者」と考えますが、病院の入院患者は「居住者」ではありません。また、宿泊施設も「滞在者」であつて「居住者」ではありません。また、計画中・建設中の施設等は定員、戸数等から客観的に算出した人数で判断します。

2 「その水道施設の1日最大給水量が政令で定める基準を超えるもの」

(1) 1日最大供給量が政令で定める基準

その水道施設の1日最大給水量が、人の飲用・炊事用・浴用・その他、人の生活の用に供するために使用する水量として20m³を超えるものをいいます。

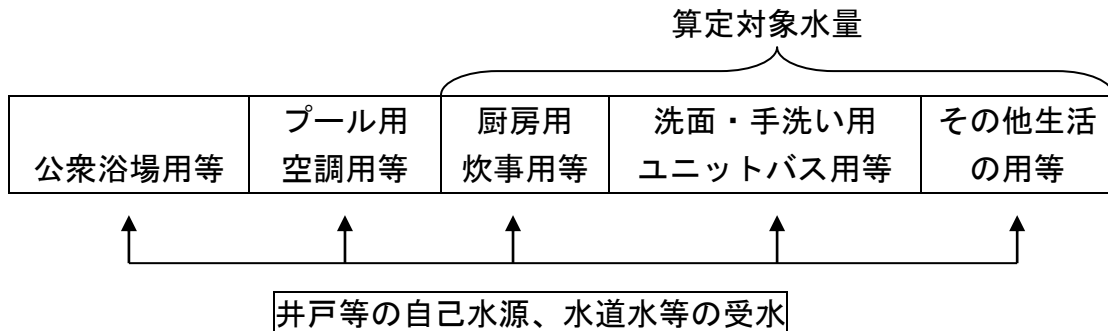
(2) 水量の算定方法

基準水量は、需要水量等から総合的に施設能力を判断してください。人の生活の用に供する水量に限定されており、施設設計・布設方法等により、事業用、営業用等、人の生活の用に供しないその他の用途に供する施設容量が区分できる場合においては、その量を除外します。

ア「人の生活の用に供する水量」とは

飲用の他に「厚生労働省令で定める目的」として「炊事用、浴用その他、人の生活の用に供すること」と規定されており、工業用水、公衆浴場用水、プール用水、空調用水は除外されます。

また、水洗トイレ用の水は、給水管の系統を専用水道の対象部分と完全に分離しなければ除外できません。



＜専用水道に該当する施設の例＞

寄宿舍、社宅、学校・幼稚園・保育所、病院・福祉施設、飲食店・スーパーマーケット、旅館・ホテル、レジャー施設、工場等

3 除外規定（法第3条6項に定めるただし書き）

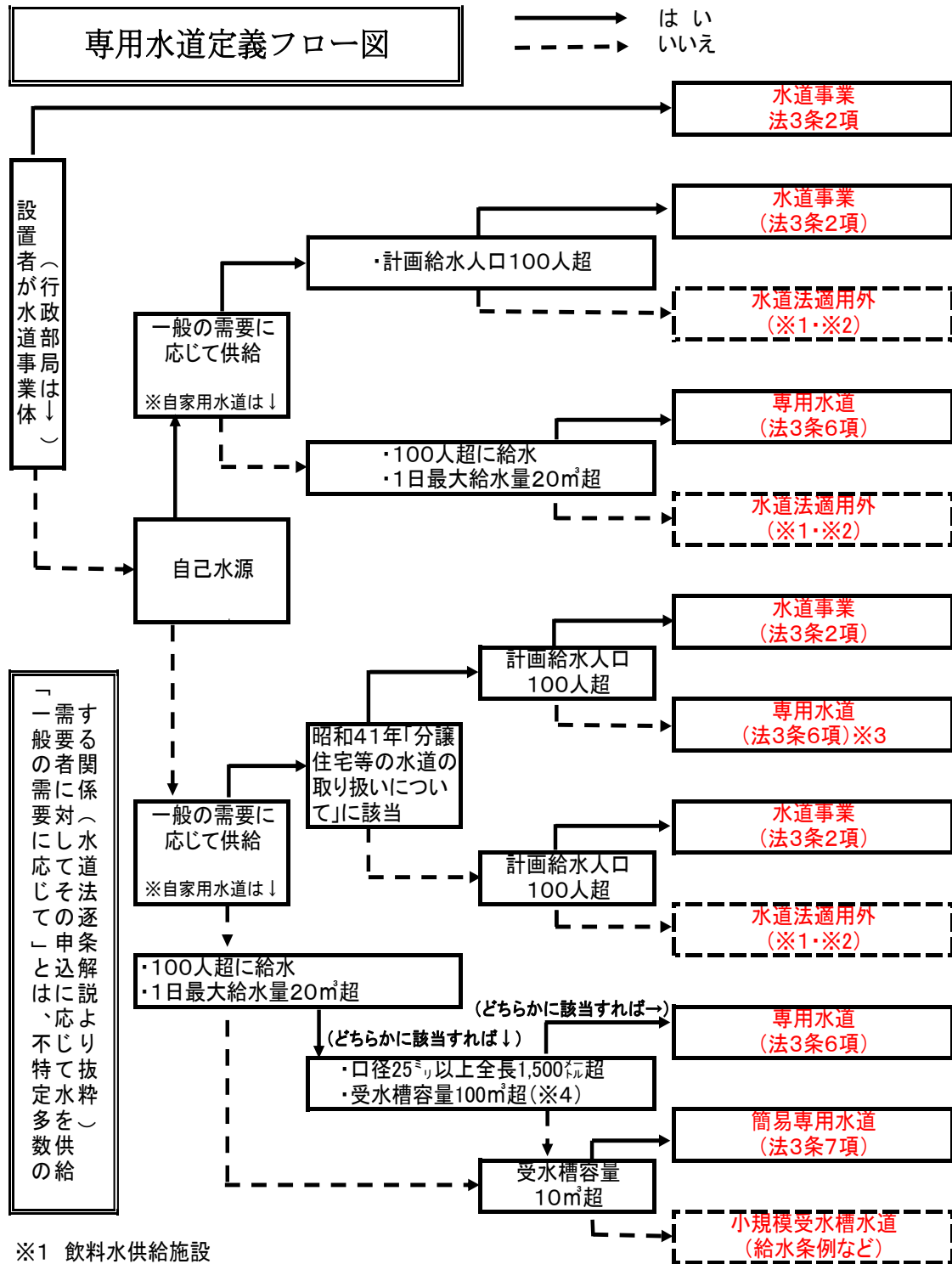
次の3条件を全て満たすものを除く。

ア. 他の水道から供給を受ける水のみを水源とすること。

イ. 口径25mm以上の導管の全長が1,500m以下であること。

ウ. 水槽の有効容量の合計が100m³以下であること。

※イ及びウは、地中又は地表に施設される規模を定めたものであり、地表からの汚染の影響を受けない程度に高く設けられた水槽（六面点検水槽）の容量や、導管の延長は該当しません。



※1 飲料水供給施設

地方自治法第244条第2項の規定により地方公共団体が条例等に基づき設置

※2 「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」厚生省生活衛生局長通知（昭和62年1月30

※3 「水道法の施行について」厚労省水道課長通知（平成14年3月27日）

※4 建築基準法の適用を受けるものまたは6面点検が可能な受水槽は除外

第3 専用水道の確認について

専用水道は、水道法第32条により、その布設工事着手前に、設計について県知事の確認を受けなければならないと定められており、確認を受けずに布設工事に着手した場合は、罰則が適用されます（法第32条、第54条）。

1 導入決定の前に

専用水道は上水道や簡易水道などの公営水道事業と同等の維持管理が義務付けられ、施設管理・水質管理など施設規模に応じた人員配置や組織体制が必要です。現に水道事業から受水している、または、受水可能であるが水道に係る経費削減を主目的に導入を計画する場合、周辺環境への影響や維持管理に相応の人員配置・経費支出に特段の留意が必要です。水道は高い安全性が必要とされており、法律に定める維持管理義務を十分に理解した上で導入を検討しなければなりません。専用水道導入後に資金的・人的要因に起因する水道事故があってはなりません。このため、水道事業の給水区域外又は給水区域内ではあるが給水開始が数年先であり、配水管の布設を待つことが出来ない場合に初めて、自己水源による水道を検討することが適切であると考えられます。

2 水源の確保

需要量に見合う水量・浄水可能な水質を有する水源について確保することが必要です。そのため、確実な水源の水量を調査する必要があり、河川水、湖沼水、ダム水、伏流水等については、流水占用の許可（河川法23条）等取水許可水量又は許可見込水量を、それ以外の場合については、流量測定、揚水試験等を実施することとなります。

また、原水に係る水質については、水質基準項目（全項目のうち消毒副生成物11項目を除く）等に基づく検査を行い、水質を十分把握した上で浄水施設の設計を行うことが必要です。特に、沖縄県内では、地下水から硬度・鉄・マンガン・塩化物イオン・硝酸態及び亜硝酸態窒素が水質基準を超える事例があるので、注意が必要です。

3 給水量

- (1) 居住者がいない学校、病院、レジャー施設等では、施設規模や定員、来場予想者等を考慮し算定した需要量を用いた合理的な根拠が必要です。
- (2) 水源の取水可能な最大量との合理的な設定が必要です。
- (3) 原水の水質検査は、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで過去1年以内に定期的に行った水質基準全項目試験結果（消毒副生成物に係る11項目を除く）が必要です。

- (4) 浄水方法の選定に当たっては、水質検査結果から判明した水質基準を満たさない項目に対応した浄水施設を設置しなければなりません。

※ 基準値内であっても基準値に近接する検査結果が得られた場合は、基準値超過を前提とした施設設計を検討して下さい。

- (5) 上記の外、水道施設全般について、水道法第5条に定める「水道施設の技術的基準を定める省令」（H12年厚生省令第15号、以下「施設基準省令」という。）によることとし、細部については水道施設設計指針・解説（日本水道協会編）を参照して下さい。

なお、専用水道の確認を受けたものであっても、次に該当する場合は、水道法第32条及び沖縄県専用水道取扱要領第(1)イに基づき設置者は改めて工事に着手する前に沖縄県知事の確認を受けなければなりません。

水道法第3条第10項に準拠（施行令第3条）

- 1 一日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- 2 沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造（その過半の改造工事と解する。）に係る工事

第4 設置者の維持管理義務

- 1 水質基準の遵守 (法第4条・水質基準に関する省令)
- 2 施設基準の遵守 (法第5条・水道施設の技術的基準を定める省令)
- 3 給水開始前届(水質検査・施設検査) (法第34条第1項を準用する第13条第2項)
- 4 水道技術管理者設置届 (法第34条第1項を準用する第19条第1項)
- 5 定期・臨時の水質検査(毎日・毎月・毎年検査) (法第34条第1項において準用する第20条)
- 6 定期・臨時の水質検査記録保存(5年間) (法第34条第1項を準用する第20条第2項)
- 7 定期・臨時の健康診断(検便検査等) (法第34条第1項において準用する第21条第1項)
- 8 定期・臨時の健康診断記録保存(1年間) (法第34条第1項において準用する第21条第2項)
- 9 衛生上の措置 (法第34条第1項において準用する第22条)
- 10 給水の緊急停止・周知 (法第34条第1項において準用する第23条)
- 11 水質検査計画の策定 (施行規則第54条において準用する第15条第6項)

第5 専用水道の設置等に係る手続き等について

手続きの流れ	注 意 点
計画段階	◎専用水道担当課と計画段階からご相談ください。 ◎給水区域内の未整備区域では、水道事業体の受水を第一に検討してください。 ◎水道技術管理者の業務は多岐に渡るので早めに水道技術管理者を選定してください。 ◎定期・臨時の水質検査、健康診断等の経費等を考慮した設置計画を検討してください。
水源の決定	◎ 水質基準に関する省令で定める全項目検査の実施 （消毒副生成物に係るものを除き、原則、申請から過去1年以内のもので水質が最も悪化していると考えられる時期を含む） ◎ 水源の水量の調査 （湧水・表流水等に係る水利権等の要否・地下水揚水の制限等の有無や取水可能量等の調査・取水・排水に対する周辺への影響）
設計	◎水源の水量・水質及び需要水量等から施設能力を決定
確認申請	◎専用水道担当課に申請書を提出（2部）
確認通知	◎標準事務処理期間30日（修正等に要する日数を含まない）
着工	◎確認を受けずに着工した場合、百万円以下の罰金に処せられることがあります
水道技術 管理者設置	◎ 次に該当する場合、各様式を所轄保健所に速やかに2部提出 （設置・変更・業務委託・業務委託内容変更・業務委託失効）
完成	◎水道技術管理者が施設検査（竣工検査）を実施。 ◎試運転と同時に浄水の水質基準全項目の検査を実施
給水開始届提出	◎所轄保健所に1部提出（施設検査結果、全項目水質検査結果）
使用開始	◎給水開始
維持管理 保 守	◎毎事業年度の開始前に「水質検査計画」を作成 ◎定期的水質検査を実施 ◎施設従事者等の健康診断を実施 ◎第三者に管理を委託する場合は、「業務委託届」を保健所に提出（1部）
改造・更新	◎ 計画する段階で、専用水道担当課にご相談ください。 改めて「確認申請」が必要となる場合があります。
記載事項 変更届	◎次に該当する場合、各様式を専用水道担当課に2部提出 ・申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあっては、所在地及び名称） ・水道事務所の所在地
廃止（休止）届	◎廃止した場合、廃止（休止）届を専用水道担当課に2部提出

〔表1〕 専用水道確認申請書の必要書類一覧

	項 目	留 意 事 項
確認申請書 1・2	様式第1号	記載・押印漏れ
工事設計書 3	1 水の供給人数	利用者・居住者・従業員・利用者など内訳人員を記載
	2 供給区域	地番・地先を正確に記載
	3 給水量	最大量・平均量の設定量の根拠
	4 水源種類	水源ごとに記載（採水位置・深度）
	5 水量・水質	取水量の根拠・51項目検査（水質低下時期を含む） ※「水道施設の技術的基準を定める省令第2条第4号」
	6 施設概要	各施設の容量・能力・種別等概要を簡潔に記載 ※「水道施設の技術的基準を定める省令第1条第17号ハ」
	7 施設の位置	設置場所・標高・水位・規模・構造を記載
	8 浄水方法	浄水処理方法（薬品注入量・滞留時間） ※ 「水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1号第5項イ」 消毒剤保管方法（薬品保管状況） ※ 「水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1号第5項ニ」 処理水排水方法（環境保全・施設管理者の同意） ※ 「水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1号10項」
	9 工事予定日	
	10 水利計算書	水源～末端までの水位・水圧・水量計算結果・方法の概要
	11 構造計算書	主要な構造計算（強度等の計算）の結果・計算方法の概要
	12 施工方法概要	海底布設・ダム築造・河川軌道横断等がある場合
	13 その他	他事業体等からの受水・水利権・水道使用料・消火栓設置
関係図面 4	一般的注意事項	目録添付・図面実測・縮尺指定・図面番号・色分け
	1 供給平面図	1/10,000～25,000 給水区域を着色
	2 施設地図	1/10,000～25,000 各施設の周辺配置を明示
	3 周辺施設	1/1,000～5,000 水源・浄水場の周辺概要を記載した地図
	4 周辺施設	取水場・浄水場・配水場等の一般平面図（1/500～1,000） 水位高低図（1/100または1/200） 主要構造物の一般図（1/100～500）詳細図（1/10～100）
	5 配置状況	主要な導管の平面図（1/1000～10,000） 主要な導管の縦断面図（縦1/200～400、横1/1000～5,000）
	6 付帯設備概要図	取水場・浄水場・配水場等の付帯設備配置図（1/10～100） 着水井・薬品注入設備・建物・土留工事等の概要図
	7 既設施設概要図	拡張の場合は既設水道施設の概要図

第6 水道技術管理者の業務

水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない（法第19条第2項）

- 1 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査
- 2 第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査
- 3 給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査
- 4 第20条第1項の規定による水質検査
- 5 第21条第1項の規定による健康診断
- 6 第22条の規定による衛生上の措置
- 7 第23条第1項の規定による給水の緊急停止
- 8 第37条前段の規定による給水停止

※ 水道技術管理者は、専門的な知識が要求されるため、一定の資格を有する者でなければなりません（一部除外規定あり）

水道技術管理者の資格

水道技術管理者としての基礎教育を受けた者	専攻の種別	土木工学		土木工学以外の 工学、理学、 農学医学、薬学	工学、理学、 農学医学、薬学 以外を専攻
		衛生工学、水道 工学を専攻	衛生工学、水道工 学以外を専攻		
	新制大学院大 学の専攻科	1年以上 (6ヶ月以上)	2年以上 (1年以上)	—	—
	新制大学	2年以上 (1年以上)	3年以上 (1年6ヶ月以上)	4年以上(2年以上)	5年以上 (2年6ヶ月以上)
	旧制大学	2年以上(1年以上)		4年以上(2年以上)	5年以上 (2年6ヶ月以上)
	短期大学 高等専門学校 旧専門学校	5年以上(2年6ヶ月以上)		6年以上(3年以上)	7年以上 (3年6ヶ月以上)
	高等学校 旧中等学校	7年以上(3年6ヶ月以上)		8年以上(4年以上)	9年以上 (4年6ヶ月以上)
その他	① 10 年以上(5 年以上)水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 ② 外国の学校において上記の学科目に相当する学科目を、上記に規定する学校において習得する程度と同等以上に習得した後、それぞれの欄に規定する経験年数を有する者 ③ 厚生労働大臣が認定する講習を修了した者				

数字は水道に関する技術上の実務に従事した経験年数である。

() 内は簡易水道・1日最大給水量1,000m³以下の専用水道の場合。

第 7 水質管理基準項目（法第 4 条・水質基準に関する省令）

（令和 2 年 4 月 1 日施行）

番号	検 査 項 目	基準値	番号	検 査 項 目	基準値
1	一般細菌	100 個/ml 以下	27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下
2	大腸菌	不検出	28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	30	プロモホルム	0.09 mg/L 以下
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下
10	シアニ化物イオン及び塩化シア	0.01 mg/L 以下	36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	38	塩化物イオン	200 mg/L 以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	39	カルシウム マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	40	蒸発残留物	500 mg/L 以下
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	42	ジェオスミン	0.00001mg/以下
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/以下
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	45	フェノール類	0.005 mg/L 以下
20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L 以下
21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	47	pH 値	5.8以上8.6以下
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	48	味	異常でないこと
23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	49	臭気	異常でないこと
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	50	色度	5 度以下
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	51	濁度	2 度以下
26	臭素酸	0.01 mg/L 以下			

8 施設基準（法第5条・水道施設の技術的基準を定める省令）

一 般 事 項 (第 一 条)	水道施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 - 一 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第四条の規定による水質基準（以下「水質基準」という。）に適合する必要量の浄水を所要の水圧で連続して供給することができること。 - 二 需要の変動に応じて、浄水を安定的かつ効率的に供給することができること。 - 三 給水の確実性を向上させるために、必要に応じて、次に掲げる措置が講じられていること。 - イ 予備の施設又は設備が設けられていること。 - ロ 取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設が分散して配置されていること。 - ハ 水道施設自体又は当該施設が属する系統としての多重性を有していること。 - 四 災害その他非常の場合に断水その他の給水への影響ができるだけ少なくなるように配慮されたものであるとともに、速やかに復旧できるように配慮されたものであること。 - 五 <u>環境の保全に配慮されたものであること。</u> - 六 地形、地質その他の自然的条件を勘案して、自重、積載荷重、水圧、土圧、揚圧力、浮力、地震力、積雪荷重、氷圧、温度荷重等の予想される荷重に対して安全な構造であること。 - 七 施設の重要度に応じて、地震力に対して次に掲げる要件を備えるものであるとともに、地震により生ずる液状化、側方流動等によって生ずる影響に配慮されたものであること。 - イ 次に掲げる施設については、レベルー地震動（当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、当該施設の供用期間中に発生する可能性の高いものをいう。以下同じ。）に対して、当該施設の健全な機能を損なわず、かつ、レベル二地震動（当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。）に対して、生ずる損傷が軽微であって、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさないこと。 (1) 取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設 (2) 配水施設のうち、破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高いもの (3) 配水施設のうち、(2)の施設以外の施設であって、次に掲げるもの (i) 配水本管（配水管のうち、給水管の分岐のないものをいう。以下同じ。） (i i) 配水本管に接続するポンプ場 (i i i) 配水本管に接続する配水池等（配水池及び配水のために容量を調節する設備をいう。以下同じ。） (i v) 配水本管を有しない水道における最大容量を有する配水池等
---	--

一 般 事 項 (第一條)	ロ イに掲げる施設以外の施設は、レベルー地震動に対して、生ずる損傷が軽微であつて、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさないこと。 八 漏水のおそれがないように必要な水密性を有する構造であること。 九 維持管理を確実かつ容易に行うことができるように配慮された構造であること。 十 水の汚染のおそれがないように、必要に応じて、暗渠とし、又はさくを設置その他の必要な措置が講じられていること。 十一 規模及び特性に応じて、流量、水圧、水位、水質その他の運転状態を監視し、制御するために必要な設備が設けられていること。 十二 災害その他非常の場合における被害の拡大を防止するために、必要に応じて、遮断弁その他の必要な設備が設けられていること。 十三 海水又はかん水（以下「海水等」という。）を原水とする場合にあっては、ほう素の量が一リットルにつき一・〇ミリグラム以下である浄水を供給することができること。 十四 浄水又は浄水処理過程における水に凝集剤、凝集補助剤、水素イオン濃度調整剤、粉末活性炭その他の薬品又は消毒剤（以下「薬品等」という。）を注入する場合にあっては、当該薬品等の特性に応じて、必要量の薬品等を注入することができる設備（以下「薬品等注入設備」という。）が設けられているとともに、当該設備の材質が、当該薬品等の使用条件に応じた必要な耐食性を有すること。 十五 薬品等注入設備を設ける場合にあっては、予備設備が設けられていること。ただし、薬品等注入設備が停止しても給水に支障がない場合は、この限りでない。 十六 浄水又は浄水処理過程における水に注入される薬品等により水に付加される物質は、別表第一の上欄に掲げる事項につき、同表の下欄に掲げる基準に適合すること。 十七 資材又は設備（以下「資機材等」という。）の材質は、次の要件を備えること。 イ 使用される場所の状況に応じた必要な強度、耐久性、耐摩耗性、耐食性及び水密性を有すること。 ロ 水の汚染のおそれがないこと。 ハ <u>浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等（ポンプ、消火栓その他の水と接触する面積が著しく小さいものを除く。）の材質は、厚生労働大臣が定める資機材等の材質に関する試験により供試品について浸出させたとき、その浸出液は、別表第二の上欄に掲げる事項につき、同表の下欄に掲げる基準に適合すること。</u>
---	--

取水施設 (第二条)	取水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 - 一 原水の水質の状況に応じて、できるだけ良質の原水を取り入れることができるように配慮した位置及び種類であること。 - 二 災害その他非常の場合又は施設の点検を行う場合に取水を停止することができる設備が設けられていること。 - 三 前二号に掲げるもののほか、できるだけ良質な原水を必要量取り入れることができるものであること。 2 地表水の取水施設にあっては、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 - 一 洪水、洗掘、流木、流砂等のため、取水が困難となるおそれが少なく、地形及び地質の状況を勘案し、取水に支障を及ぼすおそれがないように配慮した位置及び種類であること。 - 二 堰、水門等を設ける場合にあっては、当該堰、水門等が、洪水による流水の作用に対して安全な構造であること。 - 三 必要に応じて、取水部にスクリーンが設けられていること。 - 四 必要に応じて、原水中の砂を除去するために必要な設備が設けられていること。 3 地下水の取水施設にあっては、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 - 一 水質の汚染及び塩水化のおそれが少ない位置及び種類であること。 - 二 集水埋渠は、閉塞のおそれが少ない構造であること。 - 三 集水埋渠の位置を定めるに当たっては、集水埋渠の周辺に帯水層があることが確認されていること。 - 四 露出又は流出のおそれがないように河床の表面から集水埋渠までの深さが確保されていること。 - 五 一日最大取水量を常時取り入れるのに必要な能力を有すること。 4 <u>前項第五号の能力は、揚水量が、集水埋渠によって取水する場合にあっては透水試験の結果を、井戸によって取水する場合にあっては揚水試験の結果を基礎として設定されたものでなければならない。</u>
貯水施設 (第三条)	貯水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 - 一 貯水容量並びに設置場所の地形及び地質に応じて、安全性及び経済性に配慮した位置及び種類であること。 - 二 地震及び強風による波浪に対して安全な構造であること。 - 三 洪水に対処するために洪水吐きその他の必要な設備が設けられていること。 - 四 水質の悪化を防止するために、必要に応じて、ばっ気設備の設置その他の必要な措置が講じられていること。 - 五 漏水を防止するために必要な措置が講じられていること。 - 六 放流水が貯水施設及びその付近に悪影響を及ぼすおそれがないように配慮されたものであること。

貯水施設 (第三条)	七 前各号に掲げるもののほか、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。 2 前項第一号の貯水容量は、降水量、河川流量、需要量等を基礎として設定されたものでなければならない。 3 ダムにあっては、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 - 一 コンクリートダムの堤体は、予想される荷重によって滑動し、又は転倒しない構造であること。 - 二 フィルダムの堤体は、予想される荷重によって滑り破壊又は浸透破壊が生じない構造であること。 - 三 ダムの基礎地盤（堤体との接触部を含む。以下同じ。）は、必要な水密性を有し、かつ、予想される荷重によって滑動し、滑り破壊又は転倒破壊が生じないものであること。 4 ダムの堤体及び基礎地盤に作用する荷重としては、ダムの種類及び貯水池の水位に応じて、別表第三に掲げるものを採用するものとする。
導水施設 (第四条)	導水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 - 一 導水施設の上下流にある水道施設の標高、導水量、地形、地質等に応じて、安定性及び経済性に配慮した位置及び方法であること。 - 二 水質の安定した原水を安定的に必要量送ることができるように、必要に応じて、原水調整池が設けられていること。 - 三 地形及び地勢に応じて、余水吐き、接合井、排水設備、制水弁、制水扉、空気弁又は伸縮継手が設けられていること。 - 四 ポンプを設ける場合にあっては、必要に応じて、水撃作用の軽減を図るために必要な措置が講じられていること。 - 五 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。 - イ 必要量の原水を安定的かつ効率的に送ることができる容量、台数及び形式であること。 - ロ 予備設備が設けられていること。ただし、ポンプが停止しても給水に支障がない場合は、この限りでない。 - 六 前各号に掲げるもののほか、必要量の原水を送るのに必要な設備を有すること。
浄水施設 (第五条)	浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 - 一 地表水又は地下水を原水とする場合にあっては、水道施設の規模、原水の水質及びその変動の程度等に応じて、消毒処理、緩速濾過、急速濾過、膜濾過、粉末活性炭処理、粒状活性炭処理、オゾン処理、生物処理その他の方法により、所要の水質が得られるものであること。 - 二 海水等を原水とする場合にあっては、次に掲げる要件を備えること。 - イ 海水等を淡水化する場合に生じる濃縮水の放流による環境の保全上の支障が生じ

浄水施設 (第五条)	ないように必要な措置が講じられていること。 □ 逆浸透法又は電気透析法を用いる場合にあっては、所要の水質を得るための前処理のための設備が設けられていること。 三 各浄水処理の工程がそれぞれの機能を十分発揮させることができ、かつ、布設及び維持管理を効率的に行うことができるように配置されていること。 四 濁度、水素イオン濃度指数その他の水質、水位及び水量の測定のための設備が設けられていること。 五 消毒設備は、次に掲げる要件を備えること。 イ <u>消毒の効果をを得るために必要な時間、水が消毒剤に接触する構造であること。</u> □ 消毒剤の供給量を調節するための設備が設けられていること。 ハ <u>消毒剤の注入設備には、予備設備が設けられていること。</u> ニ <u>消毒剤を常時安定して供給するために必要な措置が講じられていること。</u> ホ 液化塩素を使用する場合にあっては、液化塩素が漏出したときに当該液化塩素を中和するために必要な措置が講じられていること。 六 施設の改造若しくは更新又は点検により給水に支障が生じるおそれがある場合にあっては、必要な予備の施設又は設備が設けられていること。 七 送水量の変動に応じて、浄水を安定的かつ効率的に送ることができるように、必要に応じて、浄水を貯留する設備が設けられていること。 八 原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、これらを除去することができる濾過等の設備が設けられていること。ただし、次に掲げる要件を備えている場合は、この限りではない。 イ 地表水を原水としないこと。 □ 紫外線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に支障がないものであること。 ハ 原水中の耐塩素性病原生物を不活化することができる紫外線処理設備が設けられていること。 九 濾過池又は濾過膜（以下「濾過設備」という。）を設ける場合にあっては、予備設備が設けられていること。ただし、濾過設備が停止しても給水に支障がない場合は、この限りでない。 十 <u>濾過設備の洗浄排水、沈殿池等からの排水その他の浄水処理過程で生じる排水（以下「浄水処理排水」という。）を公共用水域に放流する場合にあっては、その排水による生活環境保全上の支障が生じないように必要な設備が設けられていること。</u> 十一 濾過池を設ける場合にあっては、水の汚染のおそれがないように、必要に応じて、覆いの設置その他の必要な措置が講じられていること。 十二 浄水処理排水を原水として用いる場合にあっては、浄水又は浄水処理の工程に支障が生じないように必要な措置が講じられていること。
-----------------------	---

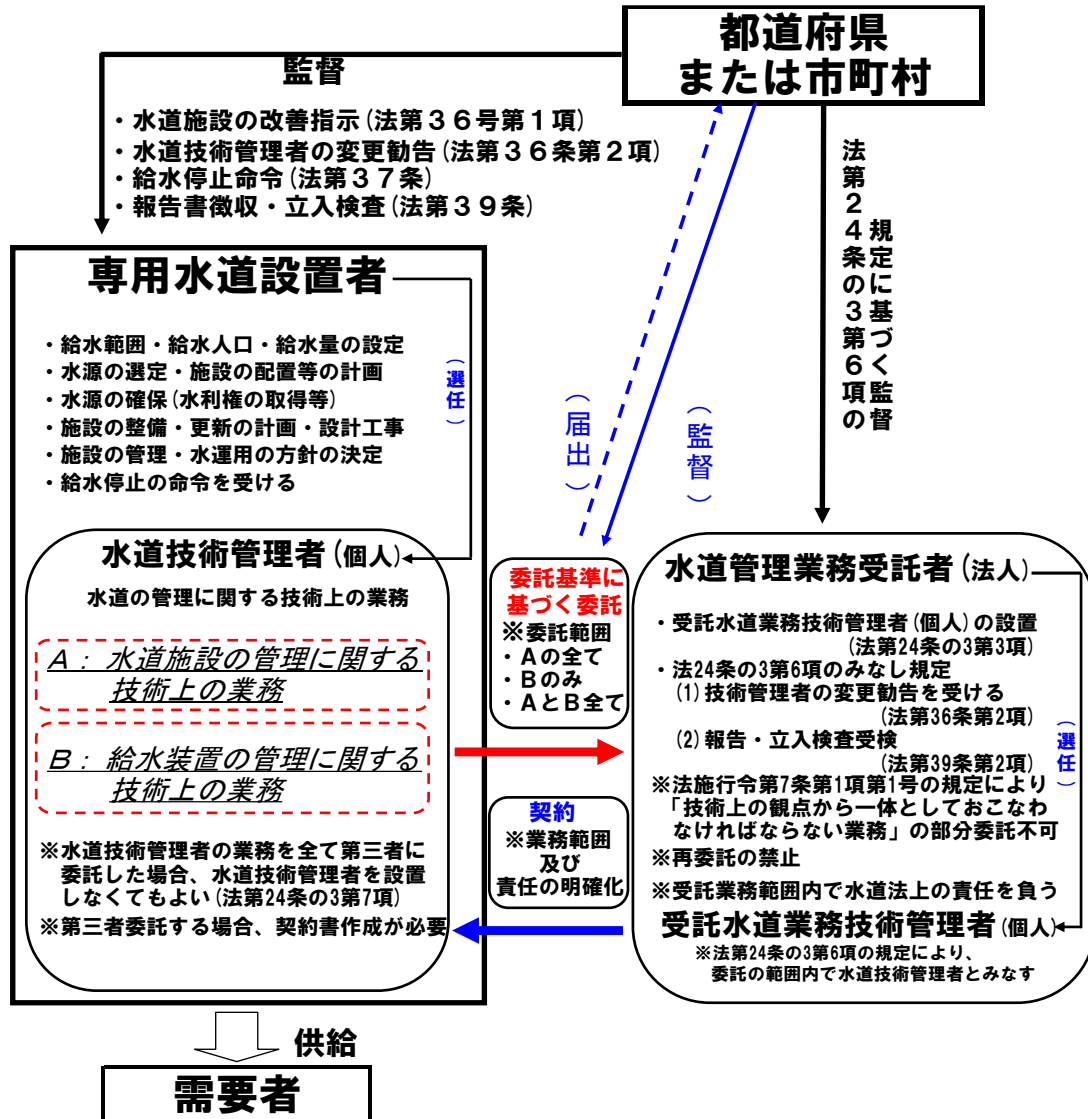
浄水施設 (第五条)	十三 浄水処理をした水の水質により、水道施設が著しく腐食することのないように配慮されたものであること。 十四 前各号に掲げるもののほか、水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要な設備を備えていること。 2 緩速濾過を用いる浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 - 一 濾過池は、浮遊物質を有効に除去することができる構造であること。 - 二 濾過砂は、原水中の浮遊物質を有効に除去することができる粒径分布を有すること。 - 三 原水の水質に応じて、所要の水質の水を得るために必要な時間、水が濾過砂に接触する構造であること。 - 四 濾過池に加えて、原水の水質に応じて、沈殿池その他の設備が設けられていること。 - 五 沈殿池を設ける場合にあっては、浮遊物質を有効に沈殿させることができ、かつ、沈殿物を容易に排出することができる構造であること。 3 急速濾過を用いる浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 - 一 薬品注入設備、凝集池、沈殿池及び濾過池に加えて、原水の水質に応じて、所要の水質の水を得るのに必要な設備が設けられていること。 - 二 凝集池は、凝集剤を原水に適切に混和させることにより良好なフロックが形成される構造であること。 - 三 沈殿池は、浮遊物質を有効に沈殿させることができ、かつ、沈殿物を容易に排出することができる構造であること。 - 四 濾過池は、浮遊物質を有効に除去することができる構造であること。 - 五 濾材の洗浄により、濾材に付着した浮遊物質を有効に除去ことができ、かつ、除去された浮遊物質を排出することができる構造であること。 - 六 濾材は、原水中の浮遊物質を有効に除去することができる粒径分布を有すること。 - 七 濾過速度は、凝集及び沈殿処理をした水の水質、使用する濾材及び濾層の厚さに応じて、所要の水質の濾過水が安定して得られるように設定されていること。 4 膜濾過を用いる浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 - 一 膜濾過設備は、膜の表面全体で安定して濾過を行うことができる構造であること。 - 二 膜モジュールの洗浄により、膜モジュールに付着した浮遊物質を有効に除去ことができ、かつ、洗浄排水を排出することができる構造であること。 - 三 <u>膜の両面における水圧の差、膜濾過水量及び膜濾過水の濁度を監視し、かつ、これらに異常な事態が生じた場合に関係する浄水施設の運転を速やかに停止することができる設備が設けられていること。</u> - 四 膜モジュールは、容易に破損し、又は変形しないものであり、かつ、必要な通水性及び耐圧性を有すること。 - 五 膜モジュールは、原水中の浮遊物質を有効に除去することができる構造であること。 - 六 濾過速度は、原水の水質及び最低水温、膜の種類、前処理等の諸条件に応じて、所要
-----------------------	--

浄水施設 (第五条)	の水質の濾過水が安定して得られるように設定されていること。 七 膜濾過設備に加えて、原水の水質に応じて、前処理のための設備その他の必要な設備が設けられていること。 八 前処理のための設備は、膜モジュールの構造、材質及び性能に応じて、所要の水質の水が得られる構造であること。 5 粉末活性炭処理を用いる浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一 粉末活性炭の注入設備は、適切な効果を得るために必要な時間、水が粉末活性炭に接触する位置に設けられていること。 二 粉末活性炭は、所要の水質の水を得るために必要な性状を有するものであること。 三 粉末活性炭処理の後に、粉末活性炭が浄水に漏出するのを防止するために必要な措置が講じられていること。 6 粒状活性炭処理を用いる浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一 原水の水質に応じて、所要の水質の水を得るために必要な時間、水が粒状活性炭に接触する構造であること。 二 粒状活性炭の洗浄により、粒状活性炭に付着した浮遊物質を有効に除去することができ、かつ、除去された浮遊物質を排出することができる構造であること。 三 粒状活性炭は、所要の水質の水を得るために必要な性状を有するものであること。 四 粒状活性炭及びその微粉並びに粒状活性炭層内の微生物が浄水に漏出するのを防止するために必要な措置が講じられていること。 五 粒状活性炭層内の微生物により浄水処理を行う場合にあっては、粒状活性炭層内で当該微生物の特性に応じた適切な生息環境を保持するために必要な措置が講じられていること。 7 オゾン処理を用いる浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一 オゾン接触槽は、オゾンと水とが効率的に混和される構造であること。 二 オゾン接触槽は、所要の水質の水を得るために必要な時間、水がオゾンに接触する構造であること。 三 オゾン処理設備の後に、粒状活性炭処理設備が設けられていること。 四 オゾンの漏えいを検知し、又は防止するために必要な措置が講じられていること。 8 生物処理を用いる浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一 接触槽は、生物処理が安定して行われるために必要な時間、水が微生物と接触する構造であるとともに、当該微生物の特性に応じた適切な生息環境を保持するために必要な措置が講じられていること。 二 接触槽の後に、接触槽内の微生物が浄水に漏出するのを防止するために必要な措置が講じられていること。 9 紫外線処理を用いる浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一 紫外線照射槽は、紫外線処理の効果を得るために必要な時間、水が紫外線に照射され
-----------------------	--

浄水施設 (第五条)	る構造であること。 二 紫外線照射装置は、紫外線照射槽内の紫外線強度の分布が所要の効果を得るものとなるように紫外線を照射する構造であるとともに、当該紫外線を常時安定して照射するために必要な措置が講じられていること。 三 水に照射される紫外線の強度の監視のための設備が設けられていること。 四 紫外線が照射される水の濁度及び水量の監視のための設備が設けられていること。ただし、水の濁度の監視のための設備については、当該水の濁度が紫外線処理に支障を及ぼさないことが明らかである場合は、この限りではない。 五 紫外線照射槽内に紫外線ランプを設ける場合にあっては、紫外線ランプの破損を防止する措置が講じられ、かつ、紫外線ランプの状態の監視のための設備が設けられていること。
送水施設 (第六条)	送水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一 送水施設の上下流にある水道施設の標高、送水量、地形、地質等に応じて、安定性及び経済性に配慮した位置及び方法であること。 二 地形及び地勢に応じて、接合井、排水設備、制水弁、空気弁又は伸縮継手が設けられていること。 三 送水管内で負圧が生じないために必要な措置が講じられていること。 四 ポンプを設ける場合にあっては、必要に応じて、水撃作用の軽減を図るために必要な措置が講じられていること。 五 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。 イ 必要量の浄水を安定的かつ効率的に送ることができる容量、台数及び形式であること。 ロ 予備設備が設けられていること。ただし、ポンプが停止しても給水に支障がない場合は、この限りでない。 六 前各号に掲げるもののほか、必要量の浄水を送るのに必要な設備を有すること。
配水施設 (第七条)	配水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一 配水区域は、地形、地勢その他の自然的条件及び土地利用その他の社会的条件を考慮して、合理的かつ経済的な施設の維持管理ができるように、必要に応じて、適正な区域に分割されていること。 二 配水区域の地形、地勢その他の自然的条件に応じて、効率的に配水施設が設けられていること。 三 配水施設の上流にある水道施設と配水区域の標高、配水量、地形等が考慮された配水方法であること。 四 需要の変動に応じて、常時浄水を供給することができるように、必要に応じて、配水区域ごとに配水池等が設けられ、かつ、適正な管径を有する配水管が布設されていること。

配 水 施 設 （ 第 七 条 ）	五 地形、地勢及び給水条件に応じて、排水設備、制水弁、減圧弁、空気弁又は伸縮継手が設けられていること。 六 配水施設内の浄水を採水するために必要な措置が講じられていること。 七 災害その他非常の場合に断水その他の給水への影響ができるだけ少なくなるように必要な措置が講じられていること。 八 配水管から給水管に分岐する箇所での配水管の最小動水圧が百五十キロパスカルを下らないこと。ただし、給水に支障がない場合は、この限りでない。 九 消火栓の使用時においては、前号にかかわらず、配水管内が正圧に保たれていること。 十 配水管から給水管に分岐する箇所での配水管の最大静水圧が七百四十キロパスカルを超えないこと。ただし、給水に支障がない場合は、この限りでない。 十一 配水池等は、次に掲げる要件を備えること。 イ 配水池等は、配水区域の近くに設けられ、かつ、地形及び地質に応じた安全性に考慮した位置に設けられていること。 ロ 需要の変動を調整することができる容量を有し、必要に応じて、災害その他非常の場合の給水の安定性等を勘案した容量であること。 十二 配水管は、次に掲げる要件を備えること。 イ 管内で負圧が生じないようにするために必要な措置が講じられていること。 ロ 配水管を埋設する場合にあっては、埋設場所の諸条件に応じて、適切な管の種類及び伸縮継手を使用されていること。 ハ 必要に応じて、腐食の防止のために必要な措置が講じられていること。 十三 ポンプを設ける場合にあっては、必要に応じて、水撃作用の軽減を図るために必要な措置が講じられていること。 十四 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。 イ 需要の変動及び使用条件に応じて、必要量の浄水を安定的に供給することができる容量、台数及び形式であること。 ロ 予備設備が設けられていること。ただし、ポンプが停止しても給水に支障がない場合は、この限りでない。 十五 前各号に掲げるもののほか、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な設備を有すること。
位 置 及 び 配 列 （ 第 八 条 ）	水道施設の位置及び配列を定めるに当たっては、維持管理の確実性及び容易性、増設、改造及び更新の容易性並びに所要の水質の原水の確保の安定性を考慮しなければならない

第9 第三者への業務委託



A：水道施設の管理に関する技術上の業務(法第19条第2項第1・2・4～8号)

- ①第5条の規定による施設検査, ②給水前検査(第13条), ④水質検査(第20条)
- ⑤健康診断(第21条), ⑥衛生上の措置(第22条), ⑦給水の緊急停止(第23条第1項)
- ⑧給水の停止(第37条前段)

B：給水装置の管理に関する技術上の業務(法第19条第2項第3号)

- ③給水工事の検査(第17条)

- ※ 第三者委託を行う場合は所定の様式による届出が必要です。
- ※ 水道の管理に関する技術上の業務を委託した場合であっても、最終的な責任は専用水道設置者にあります。

第10 水質検査（法第34条第1項を準用する法第20条）

水質検査は、定期及び臨時に行う検査があり、自ら、地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣登録検査機関に委託して行わなければなりません。

浄水の検査項目は51項目ありますが検査項目・頻度は毎年度策定する「水質検査計画」の中で定める必要があります。

また、水質検査に関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間保存しなければなりません。

1 毎日検査：3項目（色・にごり・残留塩素）

土日祝祭日を含む毎日の検査が必要です

2 定期検査：概ね1ヶ月に1回（11項目）及び3ヶ月に1回（40項目）

一定の条件下で省略可項目あり

3 臨時の検査

供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水工程に異常があったとき
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- (6) その他必要があるとき

◎ 水質検査実施機関（法第20条第3項）

水道事業者は、第1項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない（※最新の情報については、環境省HPをご確認ください。）

名 称	住 所	電話番号	番号
(一財) 沖縄県環境科学センター	浦添市経塚 720	098-875-1941	5 0
(株) 南西環境研究所	西原町字東崎 4-4	098-835-8411	9 0
(株) 沖縄環境分析センター	宜野湾市真栄原 3-7-24	098-897-0910	9 4
いであ(株) 沖縄支社	那覇市安謝2-6-19	098-868-8884	1 3 5
(株) 三計テクノス	熊本県熊本市御領5-10-20	096-388-1222	1 5 3
(株) 総合水研究所 沖縄支店	国頭郡本部町字謝花88番地	0120-30-3532	1 5 9
アクアス株式会社	那覇市西2-6-11神里マンション	098-862-2340	1 9 0

名 称	住 所	電話番号	番号
(株)シー・アール・シー 食品環境衛生研究所 沖縄支所	宜野湾市志真志1丁目6-1	098-892-1320	2 0 3
(株)沖縄環境保全研究所	うるま市洲崎 7-11	098-934-7020	2 4 8

第11 健康診断（法第34条第1項を準用する法第21条第1項）

専用水道の設置者（水道技術管理者）は、水道の取水場、浄水場又は配水池において維持管理の業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者の定期及び臨時の健康診断を行わなければなりません。また、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して1年間保存しなければなりません。

1 定期の健康診断（概ね6ヶ月ごと）

- (1) 赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌等
- (2) 検査の対象

主として、便について行う。必要に応じて、尿、血液、その他

2 臨時の健康診断（感染症が発生した場合、発生する恐れがある場合）

※ 健康診断を行ったときは、関係記録を作成し、健康診断を行った日から起算して1年間保存しなければなりません。

第12 衛生上の措置（法第34条第1項を準用する法第22条）

専用水道の設置者（水道技術管理者）は、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上の措置を講じなければなりません。

- 1 取水場、貯水池、導水渠、浄水場、配水池及びポンプ井は、常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。
- 2 1の施設は、かぎを掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じること。
- 3 給水栓における水が遊離残留塩素を0.1mg/L（結合残留塩素の場合は0.4mg/L）以上保持するよう塩素消毒すること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合、疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合は、遊離残留塩素を0.2mg/L（結合残留塩素の場合は1.5mg/L）以上とする。

第13 給水の緊急停止・周知（法第34条第1項を準用する法第23条）

専用水道の設置者（水道技術管理者）は、給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知った時は、① 直ちに給水を停止し② その水を使用することが危険であることを利用者に周知させることが義務付けられています。

第14 水質検査計画（施行規則第54条において準用する第15条第6項）

毎事業年度の開始前に定期の水質検査項目、採水場所、検査の回数及びその理由、検査を省略する項目についてはその理由、臨時の水質検査に関する事項等について以下の項目を水質検査計画として策定する必要があります。

- 1 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの
- 2 定期の検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由
- 3 定期の検査を省略する項目については、当該項目及びその理由
- 4 臨時の検査に関する事項
- 5 水質検査を委託する場合における当該委託の内容
- 6 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項
- 7 その他、水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査等に関する事項

第15 施設管理

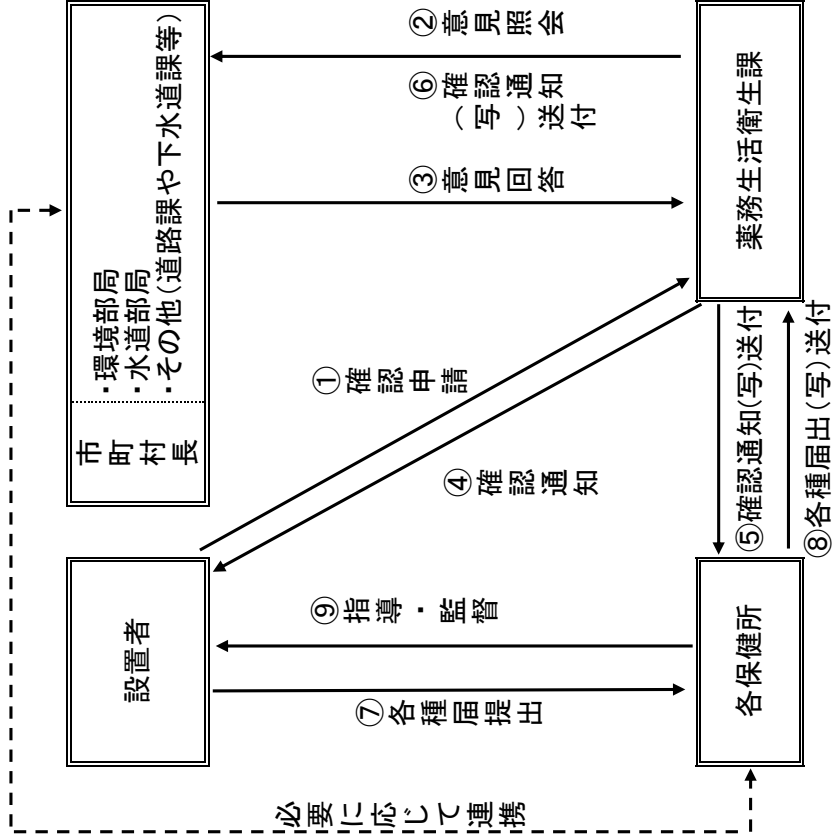
- 1 定期点検
水道施設（取水・貯水・導水・浄水・送水・配水の各施設）について定期的に点検を行い、施設基準に適合しているか確認するとともに異常個所の早期発見に努めてください。
- 2 水槽等の清掃
高架水槽・中継水槽等は1年に1回以上定期的に清掃を行うほか水垢や沈殿物が多い場合や汚染があった場合は随時清掃を行ってください。

第16 問い合わせ先一覧

沖縄県業務生活衛生課	〒900-8570	沖縄県那覇市泉崎1-2-2	098-866-2055
北部保健所	〒905-0017	沖縄県名護市大中2-13-1	0980-52-2636
中部保健所	〒904-2155	沖縄県沖縄市美原1-6-28	098-938-9787
南部保健所	〒901-1104	沖縄県島尻郡南風原町宮平212	098-889-6799
那覇市保健所	〒902-0076	沖縄県那覇市与儀1-3-21	098-853-7963
宮古保健所	〒906-0007	沖縄県宮古島市平良東仲宗根476	0980-72-3501
八重山保健所	〒907-0002	沖縄県石垣市真栄里438	0980-82-3243

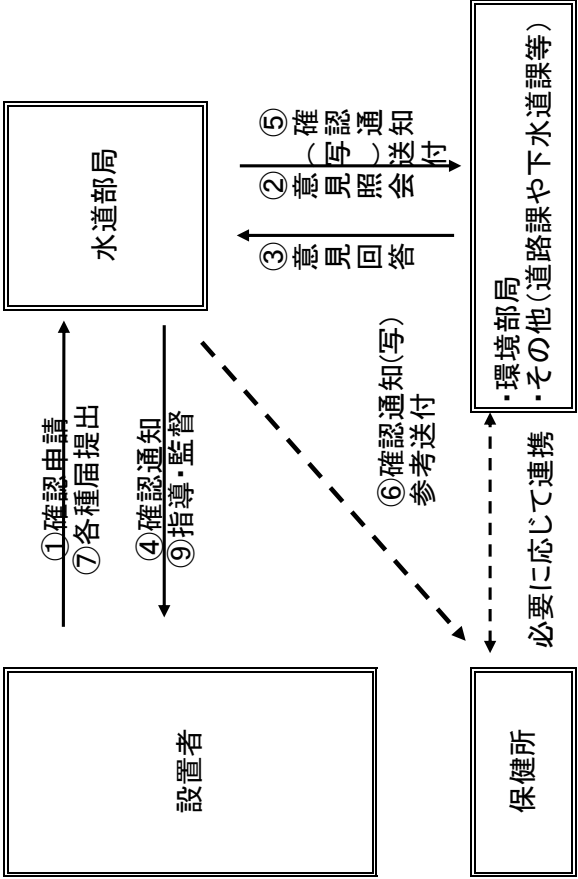
専用水道と関係機関との連携【業務の流れ】

【権限移譲していない町村】

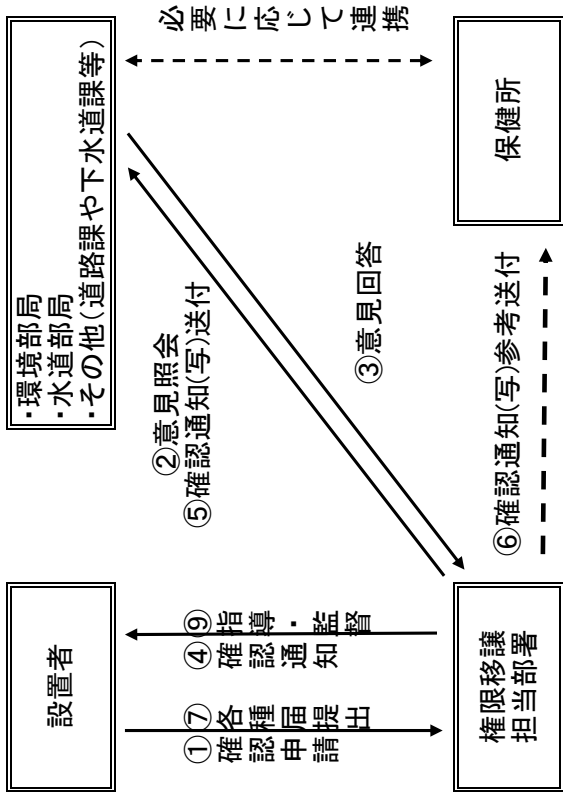


- ① 確認申請書提出(処理期間30日以内 法第33条第6項)
- ② 首長宛に意見照会
- ③ 意見回答
- ④ 意見書の内容を受けて確認通知
- ⑤ 保健所長あて確認書写し送付
- ⑥ 市町村長あて確認書写し送付
- ⑦ 水道技術管理者設置届など各種届出提出
- ⑧ 各種届出写し送付
- ⑨ 指導・監督

【権限移譲済の市町村:水道部局が担当】



【権限移譲済の市町村:水道部局以外が担当】



※那覇市の場合は、那覇市保健所に担当部局があるため⑥は省く